

「国土交通省生産性革命本部」の設置について

1. 設置の趣旨

我が国が人口減少時代を迎える中、経済成長の実現に向け、関係部局の緊密な連携の下に、生産性革命に資する国土交通省の施策を強力かつ総合的に推進するため、省内に「国土交通省生産性革命本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部員

本部の本部員は次の通りとする。ただし、本部長は必要があると認めるときには、本部員を追加することができる。

大臣（本部長）、副大臣（本部長代理）、大臣政務官（副本部長）、事務次官、技監、国土交通審議官、官房長、総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策統括官、国際統括官、総合政策局長、国土政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、国土地理院長、観光庁長官、気象庁長官、海上保安庁長官、運輸安全委員会事務局長、官庁営繕部長、公共交通政策部長、情報政策本部長、水資源部長、技術審議官、総括監察官

3. 事務局

本部の事務局は、総合政策局政策課に置き、関係各局等の協力を得て、その事務を処理する。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。